

議第139号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求 めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 9 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決
を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成28年度において県の
行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めること
につき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	270,490,030 円
彦 根 市	198,829,047
長 浜 市	221,163,269
近 江 八 幡 市	69,533,338
草 津 市	117,212,048
守 山 市	82,877,393
栗 東 市	78,930,685
甲 賀 市	82,376,554
野 洲 市	69,696,946
湖 南 市	68,469,887
高 島 市	200,428,530
東 近 江 市	160,332,428
米 原 市	61,192,135
日 野 町	19,305,726
竜 王 町	22,986,903
愛 荘 町	47,634,234
豊 郷 町	12,952,638

関係市町名	負担すべき金額
甲良町	14,405,271円
多賀町	14,405,271
計	1,813,222,333

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。